

意見募集の概要

案件名：住民基本台帳事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（再評価案）に対する意見募集について

公示資料：国が定める「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」

根拠法令：行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第27条

所管課：市民生活部市民課

1 特定個人情報保護評価の再評価について

番号法により、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務については、特定個人情報を保有するまでに、特定個人情報の保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置等を、特定個人情報保護評価書により公表することとされております。

住民基本台帳事務に係る「特定個人情報保護評価」は平成27年6月30日に実施しておりますが、平成28年12月から証明書コンビニ交付サービスの開始に伴い、新たにシステムを構築することから、同サービス開始までに、特定個人情報保護評価の再評価を行い、全項目評価書に対する意見募集を実施する必要があります。

2 全項目評価（再評価）の流れ

対象ファイル人数が30万人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、個人情報保護委員会（旧特定個人情報保護委員会）による特定個人情報保護評価指針に基づき下記①～③を行うことが義務付けられている。

- ①市で作成した評価書案を公示し、市民から意見を募集する。
- ②提出された意見を考慮した評価書により、第三者点検を受ける。
- ③第三者点検後、国の個人情報保護委員会へ評価書を提出し、公表する。

3 特定個人情報保護評価（再評価）のスケジュール

| 時期 | 実施内容 |
|-------------------------------|---------------------------|
| 平成28年7月1日（金）～ 平成28年8月1日（月） | 全項目評価書パブリックコメントの実施（32日間） |
| 平成28年11月 | 高槻市個人情報保護運営審議会による、第三者点検実施 |
| 平成28年11月下旬 | 個人情報保護委員会へ評価書を提出し公表 |

全項目評価書の項目及び変更内容

1 全項目評価書の項目

【Ⅰ 基本事項】

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルの名称及び保有する必要性等について記載。

【Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要】

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数、特定個人情報ファイルの委託の有無等、特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載。

【Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス（情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去）において想定されるリスクへの対策について記載。

【Ⅳ その他のリスク対策】

Ⅲに記載するリスク対策以外のリスク対策（監督、職員に対する教育・啓発）について記載。

【Ⅴ 開示請求、問合せ】

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載。

【Ⅵ 評価実施手続き】

市民からの意見の聴取及び第三者点検の方法について記載。

評価書を更新した際、更新日や更新内容を記載。

2 変更内容

証明書コンビニ交付サービスを実施するため、コンビニエンスストア等に設置された行政キオスク端末からの交付要求に対して住民票等証明書の情報を回答するコンビニ交付システムを新たに構築し、同システムからL G W A Nを通じて住民票等証明書の情報を証明書交付センターに送信すること、および、コンビニ交付システムが保有する住民基本台帳ファイルを更新するために必要な既存住基システムとの連携に関する流れを追記する。

また、住民基本台帳ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策について、コンビニ交付システムにおけるリスク対策措置を追加する。

※変更箇所については別紙「全項目評価書 変更・追加一覧」参照